シニアのためのマネーレッスン
いちからやり直し NISAの勉強

『ニーサという言葉はよく聞くし、新聞やテレビでも話題になっている。金融機関でもおススメされるけど、イマイチよくわからない』そんな方に、ニーサ（NISA）のイロハ・レッスンです。

※本原稿は2014年4月時点のものであり、以降の制度改正にご留意ください。

既にNISAの口座を作った人、活用している人も一緒におさらいしてみましょう

Lesson 1

NISA口座の非課税とは？
次のテストにチャレンジ（○それとも×？）

1. NISA口座で投資信託や株式を運用すると譲渡益が非課税になる
2. NISA口座で運用する預貯金の利子は非課税になる
3. NISA口座で個人向け国債を運用すると利子は非課税になる
4. NISA口座で運用する投資信託の毎月分配金は確実にお得になる
5. NISA口座を開設するとすでに持っている投資信託も非課税になる

投資信託の毎月分配型に注意

シニア世代には“毎月分配型投信”を持っている方も多いようです。「NISAで非課税になればラッキー！」ですが、注意点もあります。分配金には運用利益から支払われる「普通分配金」と元本を切り崩して支払われる「特別分配金」があります。特別分配金は元本の払い戻しに当たり、この部分はもともと非課税のため、NISAのメリットはありません。

毎月分配型投信　イメージ

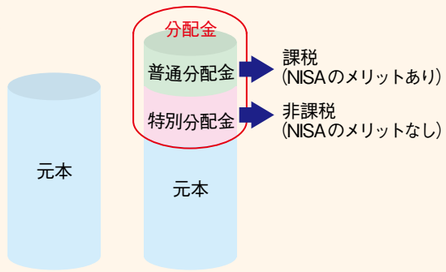

2013年12月末で証券優遇税制が終了し、投資信託や株式の分配金・譲渡益が10%の税率から20%（※）となりました。その代りに、新しくNISA口座が誕生。「NISA口座で運用すると非課税」というのが売り文句ですが、全てが非課税というわけではありません。また、さまざまなメリット・デメリットがあるので、しっかり理解して取り組みましょう。

※復興特別所得税が別途必要

NISAに向かない金融商品もある

NISA口座の運用対象商品は、新規に購入する株式や投資信託などで、預貯金、国債、社債、公社債投信などは対象外です。株式は上場している企業が対象で、未上場株式は対象外。手持ちの口座からNISA口座に移すことはできません。

従って、①は○、②、③、④、⑤は×です。